



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*8 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)

*9 和歌山県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則 (農林水産総務課)

○ 告示

216 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課)

217 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)

218 " (")

219 生活保護法による医療機関の指定 (")

220 " (")

221 " (")

222 介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定 (長寿社会課)

223 平成22年度計量器定期検査 (商工観光労働総務課)

224 平成22年度和歌山競輪場警備業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")

225 平成22年度和歌山競輪場施設等保守管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")

226 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)

227 大規模小売店舗の店舗面積の届出 (")

228 県営中山間地域総合整備事業の工事の完了 (農業農村整備課)

229 肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課)

230 保安林予定森林 (森林整備課)

231 道路の区域変更 (道路保全課)

232 道路の供用開始 (")

233 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)

234 道路の位置の指定 (都市政策課)

235 " (")

236 公有水面の埋立ての免許 (港湾空港振興課)

○ 人事委員会告示

3 平成22年度和歌山県警察官A採用試験の実施

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

開発行為の工事の完了 (")

○ 正誤

平成22年3月2日付け和歌山県報第2138号目次中

規 則

和歌山県規則第8号

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年和歌山県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び」の次に「加入等申込書に記載されている心身障害者を年金受給権者とした」を加え、「ことに」を「ことを」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

加入等申込書

加 入 番 号	
---------	--

年 月 日

和歌山県知事 様

(加入申込者)

氏 名

印

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例 第 5 条 の規定により和歌山県心身障害者扶養共済 第 5 条の 3

加 入 制度に をしたいので、関係書類を添えて申し込めます。
おける口数追加

加入等申込者	(ふりがな) 氏名	男 女	生年月日	大昭平 年 月 日
	住所		心身障害者との続柄	
心身障害者※	(ふりがな) 氏名	男 女	生年月日	大昭平 年 月 日
口数追加		する ・ しない		
現在共済制度に加入の有無		有 (加入番号) ・ 無		

	従前の 地方公共団体名	加入番号	加入年月日(口数追加)
他制度からの 転入者の記載欄			年 月 日(年 月 日)
			年 月 日(年 月 日)

※本共済制度においては、心身障害者を事後的に変更できないものとします。

添付書類

- 1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
- 2 申込者(被保険者)告知書
- 3 障害の種類、程度を証明する書類
- 4 年金管理者指定届書

注

- 1 口数追加のみの申込みの場合には、2の書類だけを添付して下さい。
- 2 記名押印に代えて署名することができます。

確認印	
「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	印

別記第7号様式及び別記第7号様式の2を次のように改める。

別記第7号様式（第3条関係）

（表面）

加入番号

和歌山県心身障害者扶養共済制度

加 入 証 書

加 入 者
氏 名

あなたは、和歌山県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年和歌山県条例第10号)に基づき、心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。

年 月 日

和歌山県知事



加入者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
加入日 (加入等の効力発生の日)		年 月 日
掛金払込期間		年 月 日～ 年 月 日

（裏面）

- 1 この加入証書は、大切に保管してください。この加入証書を破損し、汚損し、又は紛失したときは新しい加入証書を渡しますから申請してください。
- 2 掛金は、毎月 20 日までに必ず納入してください。もし、掛金を 2 か月分滞納しますと、その翌月から加入者としての地位を喪失します。
なお、その場合でも地位を喪失するまでの掛金 2 か月分は、支払の義務が残ります。
- 3 加入者が死亡したり、身体に著しい障害を有することとなったときは、その月の分から心身障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- 4 加入者が、この制度の加入の際提出した書類に不実の記載があった場合又は加入者の死亡若しくは身体に著しい障害を有することが、加入者若しくは心身障害者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金又は弔慰金が支給されないことがあります。
- 5 心身障害者が加入者より早く、又は同時に死亡したときには、加入者及びその遺族に所定の弔慰金を支給します。ただし、未納の掛金がある場合は、所定の弔慰金からその金額を差し引いた残額を支給します。
- 6 加入者がこの制度から脱退したいときは、所定の様式により速やかにお届けください。掛金は、脱退の申出があった月まで支払っていただきます。
なお、脱退した場合（掛金の 2 か月分滞納による地位喪失の場合を含む。）は、加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。ただし、未納の掛金がある場合は、所定の脱退一時金からその金額を控除した残額を支給します。
- 7 加入者が 20 年以上継続してこの制度に加入し、かつ、65 歳になってから最初に到来する加入月の応当月以後は、掛金を納める必要がありません。
- 8 掛金及び年金の額について、条例の改正があったときは、改正後の条例の規定を適用するものとします。
- 9 次の場合には、所定の様式により速やかにお届けください。
 - (1) 加入者、心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
 - (3) 年金管理者を指定したり、変更したりしたとき。
 - (4) 共済制度から脱退したいとき。
 - (5) 掛金が納められなくなったとき。
- 10 その他この制度の内容については、「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」を御確認ください。
- 11 その他この制度についてお尋ねのときは、最寄りの市町村役場又は県障害福祉課にお問い合わせください。

別記第7号様式の2 (第3条関係)

(表面)

加入番号

和歌山県心身障害者扶養共済制度

口 数 追 加 証 書

加 入 者
氏 名

あなたは、和歌山県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年和歌山県条例第10号)に基づき、心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。

年 月 日

和歌山県知事



加入者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
加入日 (加入等の効力発生の日)		年 月 日
掛金払込期間		年 月 日～ 年 月 日

（裏面）

- 1 この証書は、加入証書と一緒に大切に保管してください。この証書を破損し、汚損し、又は紛失したときは、新しい証書を渡しますから申請してください。
- 2 掛金は、毎月 20 日までに必ず納入してください。もし、掛金を 2 か月分滞納しますと、その翌月から加入者としての地位を喪失します。
なお、その場合でも地位を喪失するまでの掛金 2 か月分は、支払の義務が残ります。
- 3 加入者が死亡したり、身体に著しい障害を有することとなったときは、その月の分から心身障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- 4 加入者が、この制度の加入の際提出した書類に不実の記載があった場合又は加入者の死亡若しくは身体に著しい障害を有することが、加入者若しくは心身障害者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金又は弔慰金が支給されないことがあります。
- 5 心身障害者が加入者より早く、又は同時に死亡したときは、加入者及びその遺族に所定の弔慰金（加算額）を支給します。ただし、未納の掛金がある場合は、所定の弔慰金からその金額を差し引いた残額を支給します。
- 6 加入者がこの制度から脱退したいときは、所定の様式により速やかにお届けください。掛金は、脱退の申出があった月まで支払っていただきます。
なお、脱退した場合（掛金の 2 か月分滞納による地位喪失の場合を含む。）は、加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。ただし、未納の掛金がある場合は、所定の脱退一時金からその金額を控除した残額を支給します。
- 7 加入者が 20 年以上継続してこの制度に加入し、かつ、65 歳になってから最初に到来する加入月の応当月以後は、掛金を納める必要はありません。
- 8 掛金及び年金の額について、条例の改正があったときは、改正後の条例の規定を適用するものとします。
- 9 次の場合には、所定の様式により速やかにお届けください。
 - (1) 加入者、心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
 - (3) 年金管理者を指定したり、変更したりしたとき。
 - (4) 共済制度から脱退したいとき。
 - (5) 掛金が納められなくなったとき。
- 10 その他この制度の内容については、「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」を御確認ください。
- 11 その他この制度についてお尋ねのときは、最寄りの市町村役場又は県障害福祉課にお問い合わせください。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県規則第9号

和歌山県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

和歌山県農業共済組合等検査規則（昭和28年和歌山県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、農業共済組合連合会」を削る。

第5条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第6条の見出しを「（検査立会い）」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「と立ち合わせる」を「が立ち会う」に改める。

第8条第1項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第216号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 特約業者の氏名又は名称
菱田液化瓦斯株式会社 代表取締役 田中和男
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山県橋本市小原田14-1
- 3 特約業者の指定取消しの年月日
平成22年2月28日

和歌山県告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
西医 50-37	國正医院	西牟婁郡すさみ町江住 941-10	平成 12.3.1

和歌山県告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
海医 23-40	岩橋医院	海草郡紀美野町下佐々 268	平成 21.12.31

和歌山県告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
西医 148-21	医療法人茜会 國正医院	西牟婁郡すさみ町江住 941-10	平成 12.3.1

和歌山県告示第220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
岩薬 5-21	エール薬局岩出店	岩出市吉田305	平成 22.2.1

和歌山県告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日

岩医 9-21	いちご耳鼻咽喉科 藤原クリニック	岩出市吉田319-10	平成 22.2.1
海医 48-21	岩橋医院さみのフ ァミリークリニック	海草郡紀美野町下佐々 268	平成 22.2.10

和歌山県告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定により指定市町村事務受託法人を次のとおり指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定に基づき公示する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務所の名称	社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会
事務所の所在地	和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4133番地
申請者の名称	社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会
申請者の主たる事務所の所在地	和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4133番地
代表者の氏名	成松正
代表者の住所	和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見2289番地の1
指定の年月日	平成22年3月1日
受託事務の種類	要介護認定調査事務
居宅サービス等の提供の有無	有

和歌山県告示第223号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、平成22年度計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施の期日を次のとおり定めたので告示する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施区域、実施場所及び実施の期日

実施区域	実施場所	実施年月日
紀美野町	紀美野町役場長谷毛原出張所	平成22年 4月22日
	紀美野町役場国吉出張所	"
	ながみね農業協同組合美里支店	"
	紀美野町農業構造改造センター	平成22年 4月23日

	ながみね農業協同組合野上統合撰果場	"
海南市	海南市立加茂川幼稚園	平成22年 5月6日
	海南市下津港湾防災会館	"
	塩津コミュニティセンター	平成22年 5月7日
	海南市下津行政局	"
	海南市役所野上支所	平成22年 5月12日
	大野公民館	"
	亀川公民館	"
	内海公民館	平成22年 5月13日
	黒江公民館	"
	海南保健福祉センター	平成22年 5月14日
広川町	広川町役場	平成22年 5月21日
湯浅町	湯浅中央公民館	平成22年 5月27日
	"	平成22年 5月28日
有田川町	有田川町安諦地区基幹集落センター	平成22年 6月2日
	有田川町清水保健センター	"
	ありだ農業協同組合清水支所粟生店	平成22年 6月3日
	JAありだAQ総合第2選果場	"
	有田川町金屋文化保健センター	平成22年 6月4日
	有田川町役場吉備庁舎	平成22年 6月9日 平成22年 6月10日 平成22年 6月11日
有田市	保田公民館	平成22年 6月22日
	宮原公民館	"
	箕島漁村センター	平成22年 6月23日

	初島公民館	〃	古座川町	古座川町役場明神出張所	〃
	有田市民会館	平成22年 6月25日		古座川町役場	平成22年 10月8日
岩出市	岩出地区公民館	平成22年 7月2日	紀の川市	紀の川市役所那賀支所	平成22年 10月20日
串本町	串本町公民館和深支館	平成22年 7月7日		紀の川市役所粉河支所	平成22年 10月21日
	串本町公民館田並支館	〃		中貴志コミュニティセンター	平成22年 10月22日
	串本町文化センター	平成22年 7月8日		紀の川市役所桃山支所	平成22年 10月28日
	串本町役場古座分庁舎	平成22年 7月9日		紀の川市役所本庁南別館（打田保健福祉センター）	〃
	山村交流センター	〃		〃	平成22年 10月29日
那智勝浦町	宇久井区民会館	平成22年 7月28日	和歌山県告示第224号		
	那智勝浦町役場色川出張所	〃	<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成22年度和歌山競輪場警備業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。</p> <p>平成22年3月12日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p>		
	天満公民館	平成22年 7月29日	1 一般競争入札に付する事項		
	和歌山東漁業協同組合浦神支所	〃	(1) 業務の名称		
	那智勝浦町役場下里出張所	〃	平成22年度和歌山競輪場警備業務		
	那智勝浦町役場太田出張所	〃	(2) 業務の内容等		
	那智勝浦町役場	平成22年 7月30日	仕様書による。		
北山村	北山村観光センター	平成22年 9月2日	2 一般競争入札に参加する者に必要な資格		
田辺市本宮町	田辺市本宮行政局	平成22年 9月3日	この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成22年3月12日（金）現在において、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。		
新宮市	新宮市熊野川行政局	平成22年 9月15日	(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。		
	佐野会館	〃	(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。		
	新宮市民会館	平成22年 9月16日	(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。		
	〃	平成22年 9月17日	(4) 消費税、地方消費税及び県税に未納がない者であること。		
太地町	高田グリーンランド	〃	(5) 和歌山県内に本店を有する者であること。		
	太地町公民館	平成22年 10月6日	(6) 次のいずれにも該当しない者であること。		
	太地町漁業協同組合	〃	ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経		
	古座川町役場七川出張所	平成22年 10月7日			

営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 警備業法(昭和47年法律第117号)第22条第2項の規定に基づき、公安委員会から警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者が3名以上所属している者

(9) 警備業法第23条第4項の規定により施設警備検定(2級以上)の合格証明書の交付を受けている者が3名以上所属している者

(10) 警備業者賠償責任保険(てん補限度額:対人・対物1事故につき10億円)に加入している者

(11) 過去5か年の間に、国、地方公共団体、企業、団体等から同規模の委託を受け、来場者及び周辺地域での交通誘導警備及び雑踏警備並びに建物警備面積が20,000㎡以上の防犯における夜間警備を適正に履行したことがある者

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する都道府県税全税目

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 2の(8)から(10)までに掲げる資格者証及び証明書の写し並びに常勤が確認できる書類の写し

サ 2の(11)に掲げる業務の契約実績の写し

(2) (1)のイからカまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等に係

る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県公営競技事務所で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成22年3月12日(金)から同月25日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成22年3月12日(金)午前10時から同月25日(木)午後4時までの間に和歌山県公営競技事務所に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成22年3月12日(金)から同月25日(木)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

5 入札公告の閲覧方法

平成22年3月12日(金)午前10時から同月23日(火)午後4時までの間、6に掲げる場所に備え付けるとともに、和歌山競輪場ホームページ(<http://www.keirinwa.com>)に掲載する。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県公営競技事務所

和歌山市五筋目10-1(和歌山競輪場メインスタンド4階)

郵便番号 640-8076

電話番号 073-431-4213

ファクシミリ番号 073-431-7827

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成22年3月29日(月)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成22年4月7日(水)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成22年4月9日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うも

のとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第225号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成22年度和歌山競輪場施設等保守管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

平成22年度和歌山競輪場施設等保守管理業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成22年3月12日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

(4) 消費税、地方消費税及び県税に未納がない者であること。

(5) 和歌山県内に本店を有する者であること。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第2号の規定により、経済産業大臣から電気主任技術者免許の交付を受けた者が、常勤として1名以上所属する者

(9) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条の規定に基づく当該職種の技能検定に合格し、同法第49条の規定によりビル設備管理技能士の合格証書の交付を受

けた者が、常勤として1名以上所属する者

(10) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づくボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第97条第2号の1級ボイラー技士免許を有する者が、常勤として1名以上所属する者

(11) 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2の規定により、都道府県知事から甲・乙1～6類危険物取扱者免許の交付を受けた者が、常勤として1名以上所属する者

(12) 消防法第17条の7の規定により、都道府県知事から甲種消防設備士免許の交付を受けた者が、常勤として1名以上所属する者

(13) 入札公告日から過去5年間に於いて、国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県内市町村との間に同種の契約実績を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する都道府県税全税目

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2の(8)から(12)までに掲げる証明書及び資格者証の写し並びに常勤が確認できる書類の写し

サ 2の(13)に掲げる業務の契約実績の写し

(2) (1) のイからカまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県公営競技事務所で定めるも

のとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成22年3月12日（金）から同月25日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成22年3月12日（金）午前10時から同月25日（木）午後4時までの間に和歌山県公営競技事務所に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成22年3月12日（金）から同月25日（木）までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

5 入札公告の閲覧方法

平成22年3月12日（金）午前10時から同月23日（火）午後4時までの間、6に掲げる場所に備え付けるとともに、和歌山競輪場ホームページ（<http://www.keirinwa.com>）に掲載する。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県公営競技事務所
和歌山市五筋目10-1（和歌山競輪場メインスタンド4階）
郵便番号 640-8076
電話番号 073-431-4213
ファクシミリ番号 073-431-7827

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成22年3月29日（月）までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成22年4月7日（水）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成22年4月9日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第226号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プライスカット神前店
和歌山県和歌山市神前字千本508番2 外6筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山県和歌山市中島185番地の3
株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男
和歌山県和歌山市中島185番地の3
株式会社ダイキ 代表取締役 佐藤一郎
愛媛県松山市美沢町一丁目9番1号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オージョイフル 代表取締役
矢島和久

大阪府豊中市庄内西町五丁目1番19号

(変更後) 株式会社ダイキ 代表取締役 佐藤一郎
愛媛県松山市美沢町一丁目9番1号

※その他の小売業者の変更はなし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) オークワ 開店時刻 午前9時、閉店時刻
午前零時

(変更後) オークワ 開店時刻 午前7時、閉店時刻
午前零時

※その他の小売業者の変更はなし

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午前零時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午前零時30分まで

4 変更年月日

3(1) 平成21年3月1日
3(2)、(3) 平成22年3月3日

5 変更する理由

3(1) 小売業者変更のため。

3(2)、(3) お客様利便性向上のため。

6 届出年月日
平成22年3月2日

7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成22年3月12日から同年7月12日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第227号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により公告する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
松源松江店
和歌山県和歌山市古屋136
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

表者の氏名
株式会社松源 代表取締役社長 桑原一良
和歌山県和歌山市吹上2丁目4番50号

- 3 変更した年月日
平成20年2月12日
- 4 届出年月日
平成22年3月3日

和歌山県告示第228号

県営中山間地域総合整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営中山間地域総合整備事業恋野地区
- 2 確定年月日 平成16年11月17日
- 3 工事を完了した時期 平成17年12月27日

和歌山県告示第229号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第772号	混合有機質肥料	混合有機質肥料321号	窒素全量3.0 りん酸全量2.0 加里全量1.0	公定規格のとおり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	平成25.3.16
和歌山県第773号	混合有機質肥料	混合有機質肥料331号	窒素全量3.3 りん酸全量3.0 加里全量1.0	公定規格のとおり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	平成25.3.16

和歌山県告示第230号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡串本町江田字瀬井ノ郷399
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
海草郡紀美野町大角字日浦315番1地先から同町大角字日浦319番1地先まで	旧	7.30 ） 14.10	29.20	
同上	新	9.30 ） 16.20	28.00	

和歌山県告示第232号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 国道370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町大角字日浦315番1地先から同町大角字日浦319番1地先まで

供用開始の期日 平成22年3月12日

和歌山県告示第233号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 隅田町真土地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱6号と標柱7号を結ぶ線は市道真土東部線との官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	橋本市		隅田町真土	赤坂	449番3	
2号	"		"	"	"	
3号	"		"	"	"	
4号	"		"	"	"	
5号	"		"	"	"	
6号	"		"	垣内	380番	
7号	"		"	戸立	377番1	

8号	"		"	"	376番	
9号	"		"	"	"	
10号	"		"	"	375番	

2 小竹畑地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	田辺市		龍神村宮代	小竹畑	531番3	
2号	"		"	柿原向	1618番	
3号	"		"	"	1619番	
4号	"		"	"	"	
5号	"		"	小竹畑	541番	
6号	"		"	"	540番4	

3 細原地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	田辺市		龍神村宮代	細原	3番5	
2号	"		"	"	1533番2	
3号	"		"	"	"	
4号	"		"	"	1534番	
5号	"		"	"	27番1	
6号	"		"	"	1536番	
7号	"		"	"	43番1	
8号	"		"	"	24番	

4 宮原地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	田辺市		秋津川	宮原	116番	
2号	"		"	"	129番2	
3号	"		"	"	"	
4号	"		"	"	"	
5号	"		"	"	"	

6号	"	"	"	"	"
7号	"	"	"	"	116番

5 明洋1丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	田辺市		明洋1丁目		1871番56	
2号	"		"		1871番28	
3号	"		"		"	
4号	"		"		"	
5号	"		"		1871番51	
6号	"		"		1871番54	
7号	"		"		1871番55	

6 前田（3）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	有田郡	広川町	前田	大江元	534番	
2号	"	"	"	"	533番	
3号	"	"	"	"	529番1	
4号	"	"	"	"	524番2	
5号	"	"	"	"	524番5	

7 石尾地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高町	志賀	森前	3487番1	
2号	"	"	"	"	4539番1	
3号	"	"	"	"	"	
4号	"	"	"	"	4540番1	
5号	"	"	"	"	3461番	
6号	"	"	"	"	3466番	
7号	"	"	"	"	3484番1	

8 大又6地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	山野	東宮脇	1525番	
2号	"	"	"	"	2946番	
3号	"	"	"	"	"	
4号	"	"	"	"	2945番	
5号	"	"	"	"	"	
6号	"	"	"	"	2945番1	
7号	"	"	"	"	2944番2	
8号	"	"	"	"	"	
9号	"	"	"	"	1515番	
10号	"	"	"	"	1517番1	
11号	"	"	"	"	1516番	

9 中市川地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	大又	小森	97番	
2号	"	"	"	"	"	
3号	"	"	"	"	244番2	
4号	"	"	"	"	"	
5号	"	"	"	"	"	
6号	"	"	"	"	95番1	
7号	"	"	"	"	97番	
8号	"	"	"	"	"	

10 本郷（3）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	印南町	印南	西ノ崎	3232番22	
2号	"	"	"	"	3245番1	
3号	"	"	"	"	"	
4号	"	"	"	"	3241番	
5号	"	"	"	"	3238番4	

6号	"	"	"	"	3240番3
7号	"	"	"	"	3232番13

和歌山県告示第234号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 所名 住氏	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3078	伊都郡かつらぎ町大字妙寺字茶屋ノ元795番1の一部	伊都郡かつらぎ町大字妙寺160番地の22 前田昌計	平成 22.3.3	4.50	35.00

和歌山県告示第235号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 所名 住氏	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3072	海南市椋木字高田157番1、157番2（市道）	和歌山市三葛321-3 株式会社住まいの情報センター 代表取締役 九鬼章郎	平成 22.3.4	6.00	51.11

和歌山県告示第236号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、日高振興局建設部及びみなべ町役場において、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県日高郡みなべ町芝742番地
- (2) 名称 みなべ町
- (3) 代表者住所 和歌山県日高郡みなべ町筋776番地

(4) 代表者氏名 みなべ町長 小谷芳正

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県日高郡みなべ町東岩代字木場64番地2、66番2及び68番2の土地に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線及び7の地点と1の地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位（D.L. + 1.78m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1の地点 国土地理院三等三角点「高田」（北緯33度46分30.2871秒、東経135度17分10.4367秒）を基点とし、300度38分07秒 429.77mの地点
- 2の地点 1の地点から242度34分56秒 15.61mの地点
- 3の地点 2の地点から332度34分56秒 30.00mの地点
- 4の地点 3の地点から242度34分56秒 4.64mの地点
- 5の地点 4の地点から332度34分56秒 3.50mの地点
- 6の地点 5の地点から62度34分56秒 3.10mの地点
- 7の地点 6の地点から332度34分56秒 40.29mの地点

(3) 面積

685.77㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県日高郡みなべ町東岩代字木場44番から67番2までに至る土地に接する国有海浜地及び同地先公有水面

(2) 区域

次のアの地点からクの地点までを順次結んだ線及びクの地点とアの地点を結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 国土地理院三等三角点「高田」（北緯33度46分30.2871秒、東経135度17分10.4367秒）を基点とし、297度12分52秒 404.03mの地点
- イの地点 アの地点から266度41分28秒 80.85mの地点
- ウの地点 イの地点から332度34分56秒 61.63mの地点
- エの地点 ウの地点から91度26分43秒 9.59mの地点
- オの地点 エの地点から2度03分48秒 49.06mの地点
- カの地点 オの地点から62度44分23秒 58.14mの地点
- キの地点 カの地点から152度34分42秒 65.87mの地点
- クの地点 キの地点から159度36分38秒 11.38mの地点

(3) 面積

9,444.54㎡

4 埋立地の用途

漁港施設用地 5 出願年月日 平成22年3月1日	平成22年度第1回和歌山県警察官A採用試験を次の要綱により実施する。 平成22年3月12日 和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二
人事委員会告示	
和歌山県人事委員会告示第3号	

平成22年度和歌山県警察官A採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A男性	一般	37人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持 原則として、平成23年4月以降であるが、既卒者については、平成22年9月に採用される場合がある。
	武道（柔道）	1人程度	
	武道（剣道）	1人程度	
警察官A女性	一般	3人程度	男性一般と同じ。

※ 採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

試験区分	学歴・資格等	年齢及び性別	
警察官A男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成23年3月末日までに卒業見込みの人 イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性	
	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位が3段以上の人で全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人（平成23年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）		
	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位が3段以上の人で全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人（平成23年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）		
警察官A女性	一般	男性一般と同じ。	昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた女性

※ 男性武道の段位については、柔道は財団法人講道館から、剣道は財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。

※ 男性武道については、資格等が受験資格に該当するか否かが明らかでない場合は、警察本部警務課に問い合わせること。また、受験資格に定める資格等を平成23年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試 験 地	合 格 発 表
第1次試験	平成22年5月9日（日）午前9時	和歌山市 田辺市	平成22年5月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成22年6月上旬	和歌山市	平成22年7月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。

第3次試験	平成22年7月中旬	和歌山市	平成22年7月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。
-------	-----------	------	---

※ 男性武道の第1次試験会場は、和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	配点	内 容
教 養 試 験 (扱一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50問)
実 技 試 験	500点	柔道又は剣道についての実技試験
身 体 検 査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査

※ 実技試験は、男性武道（柔道）及び男性武道（剣道）の受験者のみ実施する。

※ 男性武道（柔道）の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。

※ 男性武道（剣道）の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、竹刀及び剣道具を持参すること。

※ 教養試験の内容は、大学卒業程度で行う。

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内 容
面 接 試 験	700点	人物、能力、性格等についての個別面接
体 力 検 査		職務遂行上必要な体力を有するか否かについての検査(立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走、往復持久走)
論 文 試 験 (1時間30分)	※	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)
適 性 検 査		職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
身 体 精 密 検 査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査(胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)

※印の論文試験については、第3次試験として評定する。

また、別途作成する本試験案内に平成21年度の論文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内 容
面 接 試 験	※1,300点	人物、能力、性格等についての個別面接

※印の配点については、第2次試験で実施する論文試験の評定を含む。

(第1次試験及び第2次試験における身体検査・身体精密検査の基準)

検査項目	検 査 基 準	
	警察官A男性	警察官A女性
身 長	おおむね160cm以上	おおむね153cm以上
胸 囲	おおむね78cm以上	—
体 重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
そ の 他 (色覚を含む。)	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

<p>(1) 申込用紙の交付場所 和歌山県警察本部警務課 和歌山県警察本部交通センター交通企画課 県内各警察署 和歌山県人事委員会事務局 和歌山県パスポートセンター 和歌山県庁正面玄関サービスステーション 和歌山県東京事務所 和歌山県名古屋観光センター</p> <p>(2) 申込用紙の郵便等による請求等 申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県警察本部警務課あて請求すること。 また、和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から申請書等を印刷することも可能である。</p> <p>(3) 申込方法 次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。 ア 郵送 所定の申込用紙（申込書及び受験票及び写真票）に必要な事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県警察本部警務課あて郵送すること。また、封筒の表に「警察官A受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。 イ インターネット 和歌山県のホームページから電子サービス「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。</p> <p>(4) 受付期間 ア 郵送による申込みの場合 平成22年4月5日（月）から受付を開始し、同月16日（金）までの消印のあるものを受け付ける。 イ インターネットによる申込みの場合 平成22年4月1日（木）午前10時から同月9日（金）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。</p> <p>(5) 受験票等の交付 ア 郵送による申込みの場合 申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。 なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。 イ インターネットによる申込みの場合 申込みを受理した場合は、審査完了メールを送付するので、電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。</p>	<p>なお、受験番号の送付通知は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。 その後指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真をはるること。 試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。 なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験できないものとする。</p> <p>6 合格から採用まで (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。 また、大学卒業見込みで受験した人は、平成23年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。 採用は、平成23年4月以降になる予定であるが、既卒者については、平成22年9月に採用される場合がある。 (2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、6か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。</p> <p>7 給与等 (1) 給与 採用時の給料月額はおおむね197,200円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。 このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。 (2) 住宅 警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。</p> <p>8 昇進 所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。</p> <p>9 試験結果の開示 この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。 開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。</p>
--	---

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

紀の川市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

那賀都市計画公園（2・2・3号 名手公園）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	海南市下津町丸田字奥内803-17、字網代灘176-4、1180-23、1180-24の一部、1204-27の一部、字枕谷1219-17の一部、1219-29の一部、1225-4
許可を受けた者の住所及び氏名	大阪市西区土佐堀一丁目四番十一号 大日本除蟲菊株式会社 取締役社長 上山直英

正 誤

正 誤

平成22年3月2日付け和歌山県報第2138号目次中

ページ	段	行目	誤	正
1	左	上から11	176 "	176 振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準